

接続約款変更届出書

平成 30 年 9 月 21 日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめ ばん ごう
東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 けいでいーでいーあいかぶしきかいしゃ
K D D I 株式会社

代表取締役社長 たかはし まさ
高橋

登録年月日 平成 16 年 4 月 1 日

及び登録番号 第 3 号

連絡先 渉外部

電気通信事業法第 34 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成 30 年 9 月 28 日
------	------------------

接続約款変更届出書

平成 30 年 9 月 21 日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

住所 おきなわけん な は しまつやまいっちょうめ ばん ごう
沖縄県那覇市松山一丁目 2 番 1 号

氏名 おきなわ でんわかぶしきかいしゃ
沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 ゆあき ひで
湯浅 英

登録年月日 平成 16 年 4 月 1 日

及び登録番号 第 71 号

連絡先 運用管理部

電気通信事業法第 34 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成 30 年 9 月 28 日
------	------------------

新

旧

料金表

第2表 工事費

1 適用

工事費の適用については、第67条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用

(1) 実費の適用	2（工事費の額）2-1に掲げる工事費の額は、2-2に規定する算出式により算定する実費とします。この場合2-3に規定する作業単金を適用するものとします。 第38条（その他の工事に係る契約の締結）に規定する契約を締結した後に、作業単金に変更された場合は、その工事費については、なお従前の作業単金が適用されるものとします。
(2) 工事費の按分	ア 利用者料金が役務区間単位料金である場合において、2（工事費の額）2-1 の表中第1欄に掲げる工事費について協定事業者の負担額を協議により決定することとします。 イ 複数の協定事業者の工事を同時に実施する場合において、2（工事費の額）2-1に掲げる工事費の額を当社が指定する方法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。

料金表

第2表 工事費

1 適用

工事費の適用については、第67条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用

(1) 実費の適用	2（工事費の額）2-1に掲げる工事費の額は、2-2に規定する算出式により算定する実費とします。この場合2-3に規定する作業単金を適用するものとします。 第38条（その他の工事に係る契約の締結）に規定する契約を締結した後に、作業単金に変更された場合は、その工事費については、なお従前の作業単金が適用されるものとします。
(2) 工事費の按分	利用者料金が役務区間単位料金である場合において、2（工事費の額）2-1に掲げる工事費について協定事業者の負担額を協議により決定することとします。

新

2 工事費の額

工事費は次表のとおりとします。

2-1 工事費

区 分		単 位	料 金 額
(1) トランスレ ータ変更工 事費	当社の電気通信設備において 相互接続通信の経路を決定す るために、協定事業者の電気 通信番号を加入者交換機又は 中継交換機に設定する工事に 要する費用	1 工事 ごとに	第2表 工事費 1適用のとおり
(2) 直収パケッ ト接続に係 るデータ設 定工事費	ア 第6条（標準的な接続箇所）表中第2欄に規定する 接続箇所における工事の うち下記以外の接続に係 るIPアドレス、ルーティ ング設定等情報を登録す る工事に要する費用	1 工事 ごとに	第2表 工事費 1適用のとおり
	イ 第6条（標準的な接続箇所）表中第2欄に規定する 接続箇所における接続に 係る工事のうち接続帯域 幅の変更に係る工事に要 する費用	1 工事 ごとに	65,800円

(略)

旧

2 工事費の額

工事費は次表のとおりとします。

2-1 工事費

区 分		単 位	料 金 額
(1) トランスレ ータ変更工 事費	当社の電気通信設備において 相互接続通信の経路を決定す るために、協定事業者の電気 通信番号を加入者交換機又は 中継交換機に設定する工事に 要する費用	1 工事 ごとに	第2表 工事費 1適用のとおり
(2) 直収パケッ ト接続に係 るデータ設 定工事費	第6条（標準的な接続箇所） 表中第2欄に規定する接続箇 所における工事のうち下記以 外の接続に係るIPアドレ ス、ルーティング設定等情報 を登録する工事に要する費用	1 工事 ごとに	第2表 工事費 1適用のとおり
	第6条（標準的な接続箇所） 表中第2欄に規定する接続箇 所における接続に係る工事の うち接続帯域幅の変更に係る 工事に要する費用	1 工事 ごとに	65,800円

(略)

新	旧
<p data-bbox="159 185 1115 252">附則（平成30年9月21日KDDI移企調第1785号及びOCT技第18-092号） （実施時期）</p> <p data-bbox="152 256 842 288">1 この改正規定は、平成30年9月28日から実施します。</p>	

新	旧
<p style="text-align: center;">技術的条件集目次</p> <p>技術的条件集</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 用語の定義</p> <p>第2条 標準的な接続箇所</p> <p>第3条 相互接続呼の接続条件</p> <p>第2章 形態別接続条件</p> <p>第1節 対移動体事業者接続用インタフェース仕様</p> <p>第4条 網構成</p> <p>第5条 接続方式</p> <p>第6条 信号方式</p> <p>第7条 接続シーケンス</p> <p>第8条 輻輳制御方式</p> <p>第9条 伝送装置間インタフェース仕様</p> <p>第10条 その他接続に必要な事項</p> <p>第2節 対地域/国際事業者接続用インタフェース仕様</p> <p>第11条 網構成</p> <p>第12条 接続方式</p> <p>第13条 信号方式</p> <p>第14条 接続シーケンス</p> <p>第15条 輻輳制御方式</p> <p>第16条 伝送装置間インタフェース仕様</p> <p>第17条 その他接続に必要な事項</p> <p>第3節 対パケットデータ直取ユーザインタフェース仕様 (W I N方式)</p> <p>第18条 網構成</p> <p>第19条 接続方式</p> <p>第20条 その他接続に必要な事項</p> <p>第4節 対移動体事業者 S M S 接続用インタフェース仕様</p> <p>第21条 網構成</p> <p>第22条 接続方式</p> <p>第23条 信号方式</p> <p>第24条 接続シーケンス</p> <p>第25条 伝送装置間インタフェース仕様</p> <p>第26条 その他接続に必要な事項</p> <p>第5節 対パケットデータ直取ユーザインタフェース仕様 (L T E方式)</p> <p>第27条 網構成</p> <p>第28条 接続方式</p> <p>第29条 その他接続に必要な事項</p> <p>第6節 対移動体事業者 I P 接続用インタフェース仕様</p> <p>第30条 網構成</p> <p>第31条 接続方式</p> <p>第32条 その他接続に必要な事項</p>	<p style="text-align: center;">技術的条件集 目次</p> <p>技術的条件集</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 用語の定義</p> <p>第2条 標準的な接続箇所</p> <p>第3条 相互接続呼の接続条件</p> <p>第2章 形態別接続条件</p> <p>第1節 対移動体事業者接続用インタフェース仕様</p> <p>第4条 網構成</p> <p>第5条 接続方式</p> <p>第6条 信号方式</p> <p>第7条 接続シーケンス</p> <p>第8条 輻輳制御方式</p> <p>第9条 伝送装置間インタフェース仕様</p> <p>第10条 その他接続に必要な事項</p> <p>第2節 対地域/国際事業者接続用インタフェース仕様</p> <p>第11条 網構成</p> <p>第12条 接続方式</p> <p>第13条 信号方式</p> <p>第14条 接続シーケンス</p> <p>第15条 輻輳制御方式</p> <p>第16条 伝送装置間インタフェース仕様</p> <p>第17条 その他接続に必要な事項</p> <p>第3節 対パケットデータ直取ユーザインタフェース仕様 (W I N方式)</p> <p>第18条 網構成</p> <p>第19条 接続方式</p> <p>第20条 その他接続に必要な事項</p> <p>第4節 対移動体事業者 S M S 接続用インタフェース仕様</p> <p>第21条 網構成</p> <p>第22条 接続方式</p> <p>第23条 信号方式</p> <p>第24条 接続シーケンス</p> <p>第25条 伝送装置間インタフェース仕様</p> <p>第26条 その他接続に必要な事項</p> <p>第5節 対パケットデータ直取ユーザインタフェース仕様 (L T E方式)</p> <p>第27条 網構成</p> <p>第28条 接続方式</p> <p>第29条 その他接続に必要な事項</p>
<p>技術的条件集別表 (対移動体事業者接続用インタフェース仕様)</p> <p>別表1. 対移動体事業者接続用インタフェース</p> <p>別表2. M T P仕様</p> <p>別表3. I S U P仕様</p> <p>別表4. 接続シーケンス</p> <p>別表5. 伝送装置間インタフェース仕様</p> <p>技術的条件集別表 (対地域/国際事業者接続用インタフェース仕様)</p> <p>別表6. 対地域/国際事業者接続用インタフェース</p> <p>別表7. M T P仕様</p> <p>別表8. I S U P仕様</p> <p>別表9. 接続シーケンス</p> <p>別表10. 伝送装置間インタフェース仕様</p> <p>技術的条件集別表 (対パケットデータ直取ユーザインタフェース仕様 (W I N方式))</p> <p>別表11. 対パケットデータ直取ユーザインタフェース仕様 (W I N方式)</p> <p>技術的条件集別表 (対パケットデータ直取ユーザインタフェース仕様 (L T E方式))</p> <p>別表11の2. 対パケットデータ直取ユーザインタフェース仕様 (L T E方式)</p> <p>技術的条件集別表 (対移動体事業者 S M S 接続用インタフェース仕様)</p> <p>別表12. 対移動体事業者 S M S 接続用インタフェース</p> <p>別表13. M T P仕様</p> <p>別表14. 制御プロトコル仕様</p> <p>別表15. 接続シーケンス</p> <p>別表16. 伝送装置間インタフェース仕様</p>	<p>技術的条件集別表 (対移動体事業者接続用インタフェース仕様)</p> <p>別表1. 対移動体事業者接続用インタフェース</p> <p>別表2. M T P仕様</p> <p>別表3. I S U P仕様</p> <p>別表4. 接続シーケンス</p> <p>別表5. 伝送装置間インタフェース仕様</p> <p>技術的条件集別表 (対地域/国際事業者接続用インタフェース仕様)</p> <p>別表6. 対地域/国際事業者接続用インタフェース</p> <p>別表7. M T P仕様</p> <p>別表8. I S U P仕様</p> <p>別表9. 接続シーケンス</p> <p>別表10. 伝送装置間インタフェース仕様</p> <p>別表11. 対パケットデータ直取ユーザインタフェース仕様 (W I N方式)</p> <p>別表11の2. 対パケットデータ直取ユーザインタフェース仕様 (L T E方式)</p> <p>技術的条件集別表 (対移動体事業者 S M S 接続用インタフェース仕様)</p> <p>別表12. 対移動体事業者 S M S 接続用インタフェース</p> <p>別表13. M T P仕様</p> <p>別表14. 制御プロトコル仕様</p> <p>別表15. 接続シーケンス</p> <p>別表16. 伝送装置間インタフェース仕様</p>

第 1 章 通則

（用語の定義）

第 1 条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用することを示す。

用語	意味
(1) 形態	接続インタフェースごとにインタフェース種別を区別した概念
(2) 分類	<p>接続番号を電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）に規定する電気通信番号ごとに区別した概念</p> <p>分類と電気通信番号の対応は次のとおりとする</p> <p>分類 1 携帯電話系番号：携帯電話事業者が利用する携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 （無線設備規則第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信による電気通信役務の提供の用に供するものに限る）</p> <p>分類 2 端末系番号：端末系事業者が利用する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号もしくは I P 電話事業者が利用する I P 電話に係る音声伝送役務を識別するための電気通信番号</p> <p>分類 3 P H S 系番号：P H S 事業者が利用する P H S に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 （電波法施行規則第 6 条第 4 項第 6 号に規定する P H S の陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信役務の提供の用に供するものに限る）</p> <p>分類 4 国際系番号：国際系事業者（電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）第 5 条に規定する電気通信番号を有し、国際電気通信サービスを提供する事業者）が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類 5 中継系番号：中継事業者が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類 6 サービス系番号：フリーダイヤル等をはじめとした各サービスを識別する電気通信番号</p> <p>分類 7 I P 電話系番号：I P 電話事業者が利用する I P 電話に係る音声伝送役務を識別するための電気通信番号</p>
(3) 地域/国際事業者接続用インタフェース	国内固定事業者・国内中継事業者・国際事業者が接続する時に適用するインタフェース種別
(4) 移動体事業者接続用インタフェース	携帯電話事業者、P H S 事業者が接続する時に適用するインタフェース種別
(5) パケットデータ直取ユーザインタフェース	パケットデータ直取接続する時に適用するインタフェース種別
(6) 移動体事業者 S M S 接続用インタフェース	携帯電話事業者、P H S 事業者が S M S 接続する時に適用するインタフェース種別
(7) 移動体事業者 I P 接続用インタフェース	携帯電話事業者が I P 接続する時に適用するインタフェース種別
(8) 網	通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信設備の集合体
(9) 直接協定事業者	当社移動体網と直接接続している協定事業者のうちの

第 1 章 通則

（用語の定義）

第 1 条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用することを示す。

用語	意味
(1) 形態	接続インタフェースごとにインタフェース種別を区別した概念
(2) 分類	<p>接続番号を電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）に規定する電気通信番号ごとに区別した概念</p> <p>分類と電気通信番号の対応は次のとおりとする</p> <p>分類 1 携帯電話系番号：携帯電話事業者が利用する携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 （無線設備規則第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信による電気通信役務の提供の用に供するものに限る）</p> <p>分類 2 端末系番号：端末系事業者が利用する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号もしくは I P 電話事業者が利用する I P 電話に係る音声伝送役務を識別するための電気通信番号</p> <p>分類 3 P H S 系番号：P H S 事業者が利用する P H S に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 （電波法施行規則第 6 条第 4 項第 6 号に規定する P H S の陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信役務の提供の用に供するものに限る）</p> <p>分類 4 国際系番号：国際系事業者（電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）第 5 条に規定する電気通信番号を有し、国際電気通信サービスを提供する事業者）が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類 5 中継系番号：中継事業者が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類 6 サービス系番号：フリーダイヤル等をはじめとした各サービスを識別する電気通信番号</p> <p>分類 7 I P 電話系番号：I P 電話事業者が利用する I P 電話に係る音声伝送役務を識別するための電気通信番号</p>
(3) 地域/国際事業者接続用インタフェース	国内固定事業者・国内中継事業者・国際事業者が接続する時に適用するインタフェース種別
(4) 移動体事業者接続用インタフェース	携帯電話事業者、P H S 事業者が接続する時に適用するインタフェース種別
(5) パケットデータ直取ユーザインタフェース	パケットデータ直取接続する時に適用するインタフェース種別
(6) 移動体事業者 S M S 接続用インタフェース	携帯電話事業者、P H S 事業者が S M S 接続する時に適用するインタフェース種別
(7) 網	通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信設備の集合体
(8) 直接協定事業者	当社移動体網と直接接続している協定事業者のうちの

	当事者
(10) 対応網	2つの信号端局を直接接続した信号リンクで信号を転送する網
(11) MGS (Mobile Gateway Switch)	直接協定事業者網と相互接続する当社移動体網の交換機
(12) GS (Gateway Switch)	当社移動体網と相互接続する直接協定事業者網の交換機
(13) CIC (Circuit Identification Code)	同一方路に設定される回線に付与された番号
(14) TGN (Trunk Group Number)	同一方路に設定される回線の集合を表す番号
(15) 共通線信号方式 (No. 7信号方式)	通信回線とは別に通信を制御するための情報を転送する専用の信号リンクを設け、これを通して信号メッセージを転送する方式
(16) 発側網	1つの網への入接続時にその網より前位にある網
(17) 着側網	1つの網への入接続時にその網及びその網より後位にある網
(18) 携帯・電話端末	携帯電話系番号を有する端末
(19) PHS 端末	PHS 系番号を有する PHS 端末
(20) CAコード	電気通信事業者共通の単位料金区域 (Charge Area) を与えられた 5 桁の識別コード
(21) 事業者識別コード	電気通信事業者共通の事業者ごとの識別コード
(22) TTC標準	社団法人情報通信技術委員会 (TTC) において制定された標準の名称
(23) 中継交換機接続	中継交換機と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める中継交換機の伝送装置において接続する形態
(24) 付加サービス	当社サービス契約約款に基づき付加機能サービス
(25) JIS規格	工業標準化法 (昭和24年法律第185号) に基づき制定された規格の名称
(26) 発事業者網	1つの電気通信番号を発信接続する事業者の網
(27) 着事業者網	1つの電気通信番号を着信接続する事業者の網
(28) MNP (Mobile Number Portability)	携帯電話もしくは PHS の利用者がサービスの提供を受ける電気通信事業者を変更した場合において、利用者に付与された電気通信番号を変更することなく変更後の携帯電話事業者もしくは PHS 事業者のサービスを利用できること。なお、同一国内に存在する携帯電話事業者もしくは PHS 事業者間の変更のみが対象である。
(29) MNP 接続 (転送方式)	MNP により携帯電話事業者もしくは PHS 事業者を変更した利用者への着信の場合に、発側網がダイレクション実行可能通知を行わなかった場合において移転元網がネットワークルーティング番号を設定した信号を移転先網へ送出し、中継接続を行う。
(30) MNP 接続 (リダイレクション方式)	MNP により携帯電話事業者もしくは PHS 事業者を変更した利用者への着信の場合に、発側網がダイレクション実行可能通知を行った場合において移転元網が発側網へネットワークルーティング番号を通知して発側網が回線切り直しを起動して移転先網への接続を行う。
(31) 移転元網	携帯電話もしくは PHS の利用者が使用する電話番号の番号帯を総務省から割り当てられた携帯電話事業者もしくは PHS 事業者であり、且つその番号帯の各電話番号の移転先事業者を管理する網
(32) 移転先網	携帯電話もしくは PHS の利用者が、MNP により携帯電話事業者もしくは PHS 事業者を変更して契約される事業者の網
(33) ネットワークルーティング番号 (NRN)	移転先網に呼ルーティングさせるために利用する番号
(34) 3GPP (Third Generation Partnership Project)	第3世代(3G)移動体通信システムの仕様・作成を行うプロジェクト
(35) 3GPP2 (Third Generation Partnership Project 2)	
(36) GSM-MAP (Global System for Mobile Communications - Mobile Application Part)	3GPP 仕様の携帯電話に使われているモビリティ制御

	当事者
(9) 対応網	2つの信号端局を直接接続した信号リンクで信号を転送する網
(10) MGS (Mobile Gateway Switch)	直接協定事業者網と相互接続する当社移動体網の交換機
(11) GS (Gateway Switch)	当社移動体網と相互接続する直接協定事業者網の交換機
(12) CIC (Circuit Identification Code)	同一方路に設定される回線に付与された番号
(13) TGN (Trunk Group Number)	同一方路に設定される回線の集合を表す番号
(14) 共通線信号方式 (No. 7信号方式)	通信回線とは別に通信を制御するための情報を転送する専用の信号リンクを設け、これを通して信号メッセージを転送する方式
(15) 発側網	1つの網への入接続時にその網より前位にある網
(16) 着側網	1つの網への入接続時にその網及びその網より後位にある網
(17) 携帯・電話端末	携帯電話系番号を有する端末
(18) PHS 端末	PHS 系番号を有する PHS 端末
(19) CAコード	電気通信事業者共通の単位料金区域 (Charge Area) を与えられた 5 桁の識別コード
(20) 事業者識別コード	電気通信事業者共通の事業者ごとの識別コード
(21) TTC標準	社団法人情報通信技術委員会 (TTC) において制定された標準の名称
(22) 中継交換機接続	中継交換機と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める中継交換機の伝送装置において接続する形態
(23) 付加サービス	当社サービス契約約款に基づき付加機能サービス
(24) JIS規格	工業標準化法 (昭和24年法律第185号) に基づき制定された規格の名称
(25) 発事業者網	1つの電気通信番号を発信接続する事業者の網
(26) 着事業者網	1つの電気通信番号を着信接続する事業者の網
(27) MNP (Mobile Number Portability)	携帯電話もしくは PHS の利用者がサービスの提供を受ける電気通信事業者を変更した場合において、利用者に付与された電気通信番号を変更することなく変更後の携帯電話事業者もしくは PHS 事業者のサービスを利用できること。なお、同一国内に存在する携帯電話事業者もしくは PHS 事業者間の変更のみが対象である。
(28) MNP 接続 (転送方式)	MNP により携帯電話事業者もしくは PHS 事業者を変更した利用者への着信の場合に、発側網がダイレクション実行可能通知を行わなかった場合において移転元網がネットワークルーティング番号を設定した信号を移転先網へ送出し、中継接続を行う。
(29) MNP 接続 (リダイレクション方式)	MNP により携帯電話事業者もしくは PHS 事業者を変更した利用者への着信の場合に、発側網がダイレクション実行可能通知を行った場合において移転元網が発側網へネットワークルーティング番号を通知して発側網が回線切り直しを起動して移転先網への接続を行う。
(30) 移転元網	携帯電話もしくは PHS の利用者が使用する電話番号の番号帯を総務省から割り当てられた携帯電話事業者もしくは PHS 事業者であり、且つその番号帯の各電話番号の移転先事業者を管理する網
(31) 移転先網	携帯電話もしくは PHS の利用者が、MNP により携帯電話事業者もしくは PHS 事業者を変更して契約される事業者の網
(32) ネットワークルーティング番号 (NRN)	移転先網に呼ルーティングさせるために利用する番号
(33) 3GPP (Third Generation Partnership Project)	第3世代(3G)移動体通信システムの仕様・作成を行うプロジェクト
(34) 3GPP2 (Third Generation Partnership Project 2)	
(35) GSM-MAP (Global System for Mobile Communications - Mobile Application Part)	3GPP 仕様の携帯電話に使われているモビリティ制御

Mobile Communications-Mobile Application Part)	のための信号プロトコル
(37) S M S (Short Message Service)	携帯電話もしくは P H S 系番号を送受信のために用いて、数字及び記号その他任意の文字を送送交換するサービス
(38) I W S G (Interwork SMS Gateway)	3 G P P 仕様を利用して S M S 接続を行う直接協定事業者網と接続する当社移動体網の信号変換装置
(39) T r G W (Transaction GateWay)	直接協定事業者網と I P 相互接続する当社移動体網の音声処理用の中継交換機
(40) I B C F (Inter-connection Border Control Function)	直接協定事業者網と I P 相互接続する当社移動体網の信号処理用の中継交換機

Mobile Communications-Mobile Application Part)	のための信号プロトコル
(36) S M S (Short Message Service)	携帯電話もしくは P H S 系番号を送受信のために用いて、数字及び記号その他任意の文字を送送交換するサービス
(37) I W S G (Interwork SMS Gateway)	3 G P P 仕様を利用して S M S 接続を行う直接協定事業者網と接続する当社移動体網の信号変換装置

(標準的な接続箇所)
第2条 本則に規定する標準的な接続箇所は次のとおりとする。

標準的な接続箇所	技術的条件
(1) 中継交換機の伝送装置	技術的条件集第2章第1節、第2節、第6節に規定するところによる。
(2) 直収/パケット交換機に接続される帯域制御装置	技術的条件集第2章第3節、第5節に規定するところによる。
(3) 文字メッセージ通信用信号変換装置の伝送装置に接続される伝送装置	技術的条件集第2章第4節に規定するところによる。

(標準的な接続箇所)
第2条 本則に規定する標準的な接続箇所は次のとおりとする。

標準的な接続箇所	技術的条件
(1) 中継交換機の伝送装置	技術的条件集第2章第1節、第2節に規定するところによる。
(2) 直収/パケット交換機に接続される帯域制御装置	技術的条件集第2章第3節、第5節に規定するところによる。
(3) 文字メッセージ通信用信号変換装置の伝送装置に接続される伝送装置	技術的条件集第2章第4節に規定するところによる。

(相互接続呼の接続条件)
第3条 当社移動体網の接続インタフェース種別と直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号の関係は次表に示すとおりとする。次表の中の「入」は、その接続箇所と接続番号において直接協定事業者網から当社移動体網への接続（以下、「当社移動体網入接続」という。）が可能であることを示す。また次表の中の「出」は、その接続箇所と接続番号において当社移動体網から直接協定事業者網への接続（以下、「当社移動体網出接続」という。）が可能であることを示す。

(相互接続呼の接続条件)
第3条 当社移動体網の接続インタフェース種別と直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号の関係は次表に示すとおりとする。次表の中の「入」は、その接続箇所と接続番号において直接協定事業者網から当社移動体網への接続（以下、「当社移動体網入接続」という。）が可能であることを示す。また次表の中の「出」は、その接続箇所と接続番号において当社移動体網から直接協定事業者網への接続（以下、「当社移動体網出接続」という。）が可能であることを示す。

接続番号	中継交換機接続インタフェース			対パケットデータ直収ユーザインタフェース	対移動体事業者 S M S 接続用インタフェース
	対移動体事業者接続用インタフェース	対地域/国際事業者接続用インタフェース	対移動体事業者 I P 接続用インタフェース		
分類1(0A0-CDE~) 携帯電話番号	出入	入	出入	-	出入
分類2(0A~J) 端末番号	-	出	-	-	-
分類3(0A0-CDE~) P H S 系番号	出入	入	出入	-	出入
分類4(0OXY~) 国際系番号	-	出	-	-	-
分類5(0OXY~) 中継系番号	-	出	-	-	-
分類6(0AB0~) サービス番号	-	出	-	-	-
分類7(0A0-CDE~) I P 電話系番号	-	出	-	-	-

接続番号	中継交換機接続インタフェース		対パケットデータ直収ユーザインタフェース	対移動体事業者 S M S 接続用インタフェース
	対移動体事業者接続用インタフェース	対地域/国際事業者接続用インタフェース		
分類1(0A0-CDE~) 携帯電話番号	出入	入	-	出入
分類2(0A~J) 端末番号	-	出	-	-
分類3(0A0-CDE~) P H S 系番号	出入	入	-	出入
分類4(0OXY~) 国際系番号	-	出	-	-
分類5(0OXY~) 中継系番号	-	出	-	-
分類6(0AB0~) サービス番号	-	出	-	-
分類7(0A0-CDE~) I P 電話系番号	-	出	-	-

凡例 - : 規定しない

凡例 - : 規定しない

第6節 対移動体事業者 I P 接続用インタフェース仕様

(網構成)

第30条 当社移動体網と直接協定事業者網との接続に係わる構成は次の通りとします。

- 当社の中継交換機と直接協定事業者の中継交換機との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める接続点単位に行うものとします。
- 当社網と直接協定事業者網は、広域イーサネット等を介して接続され、相互接続点は中継交換機に接続されたルータと接続される、回線終端装置（直接協定事業者が当社側に設置するもの）の当社側端子とします。
なお、当該回線終端装置と中継交換機に接続されたルータ間の接続はイーサネットとします。

(接続方式)

第31条 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は、次のとおりとします。

- 当社移動体網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は、I P 接続方式を適用します。
- 当社移動体網と直接協定事業者網との間の通信経路については、冗長構成をとることができます。
- 当社移動体網との接続方式に関する詳細は、別表17に定めるとおりとします。

(網構成)

第30条 当社移動体網と直接協定事業者網との接続に係わる構成は次の通りとします。

- 当社の中継交換機と直接協定事業者の中継交換機との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める接続点単位に行うものとします。
- 当社網と直接協定事業者網は、広域イーサネット等を介して接続され、相互接続点は中継交換機に接続されたルータと接続される、回線終端装置（直接協定事業者が当社側に設置するもの）の当社側端子とします。
なお、当該回線終端装置と中継交換機に接続されたルータ間の接続はイーサネットとします。

(接続方式)

第31条 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は、次のとおりとします。

- 当社移動体網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は、I P 接続方式を適用します。
- 当社移動体網と直接協定事業者網との間の通信経路については、冗長構成をとることができます。
- 当社移動体網との接続方式に関する詳細は、別表17に定めるとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 32 条 当社網と直接協定事業者網間で、その他接続に必要な事項は次のとおりとします。

- (1) 直接協定事業者網の設備構成に伴う試験実施方法や、その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。
- (2) 当社が準拠する標準規格・バージョンの変更に伴い接続条件における後方互換性が維持されず、直接協定事業者網の設備等に改造又は変更が必要になる場合がありますが、当社は一切の責を負いません。

技術的条件集別表 - 17 (対移動体事業者 I P 接続用インタフェース)

1. 概説

本別表 1 7 は、当社網と直接協定事業者網間の接続条件 (以下、「網間インタフェース」という。) について規定する。

2. 規定範囲

本別表は、電気通信事業者間の相互接続を円滑に行うため、網間インタフェースに関わる接続条件について規定を行うものである。本別表は、基本サービス機能について規定している。

3. 規定対象

本別表は、基本サービス機能に関わる網間インタフェースを規定しており、網間インタフェースは、SIP、ENUM 及び DNS に関わる事項を含む相互接続に必要な事項を規定対象としている。

4. 番号方式

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は、電気通信番号規則 (平成 9 年郵政省令第 82 号) を準用することとする。なお、直接協定事業者は、当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要する。
分類 1 による当社網と直接協定事業者網間で使用する電話番号の基本構成は次のとおりとする。

$$\text{O A O} + \text{C D E} + \text{F G H J K}$$

サービス識別番号 事業者識別番号 接続番号

- (2) 発事業者網のダイヤル番号に関する機能
発事業者網は、分類 1 に規定される電話番号において本網間インタフェースを利用する。

5. 接続条件

5.1. 接続制御

5.1.1. 基本的な接続機能

- ・ 当社網発信呼については、必要な接続制御を当社網で行う。
- ・ 当社網では、原則着事業者固有のサービスに対応するための発信制御は行わないが、協議に基づき当社網で必要な接続制御を行う場合もある。
- ・ 当社網に対する着信呼に関しては、原則として発事業者網側で接続制御を行うこととし当社網での接続制御は行わない。従って規制が必要な場合は発事業者網側で行う。

5.1.2. 付加的な接続機能

付加サービスへの接続に関しては、原則として当社網発信の付加サービスは当社網で発信を制御し、当社網着信の付加サービスの場合は発事業者網側で接続を制御することとする。但し、当社網着信の付加サービスに関しては当社網で必要な接続制御を行う場合がある。

当社における網接続制御の考え方を表 5-1 と表 5-2 にまとめる。

表 5-1 当社網発信時の接続条件

接続番号	当社個別サービス条件	当社網	着信事業者網
接続協定を締結した事業者の番号	全事業者に提供	接続/迂回 (注 1)	接続
	特定事業者のみ提供	接続/規制 (注 2)	接続/規制 (注 2)
上記以外	-	-	-

注 1 : 4. 番号方式で定義された番号方式で、11.3. PSTN 接続に示す“E2U+pstn:sip”が返答された場合は、対移動体事業者接続用インタフェース経由で接続とする。

注 2 : 接続を行う特定の事業者以外との接続を規制する。

表 5-2 当社網着信時の接続条件

接続番号	当社個別サービス条件	発事業者網	当社網
定義された番号	全事業者に提供	接続/迂回 (注 1)	接続
	特定事業者のみ提供	接続/規制 (注 2)	接続/規制 (注 2)
上記以外	-	-	-

注 1 : 4. 番号方式で定義された番号方式で、11.3. PSTN 接続に示す“E2U+pstn:sip”を当社網から返答された場合は、対移動体事業者接続用インタフェース経由で接続とする。

注 2 : 接続を行う特定の事業者以外との接続を規制する。

5.1.3. コーデックの条件

当社網着信時に発事業者網側では、AMR-NB(12.2kbps)、AMR-WB(12.65kbps)、EVS(13.2kbps)のいずれかを含めることとする。

5.1.4. 当社網発信時のサービス接続条件

当社網発信時のサービス接続条件を表 5-3 に示す。

表 5-3 当社網発信時のサービス接続条件

付加サービスの種類	接続条件	備考
発信番号通知	○	
3 者通話	○	
ナンバーシェア	○	

凡例：○ = 全接続に提供, □ = 特定接続のみ提供

5.1.5. 当社網着信時のサービス接続条件

当社網着信時のサービス接続条件を表 5-4 に示す。

表 5-4 当社網着信時のサービス接続条件

付加サービスの種類	接続条件	備考
着信転送	□	転送接続を許容する番号は限定される
応答保留	○	
通話中保留	○	
お留守番	○	
割り込み通話	○	
番号通知リクエスト	○	
着信拒否	○	
迷惑電話撃退	○	
待ちうた	○	
ナンバーシェア	○	

凡例：○ = 全接続に提供, □ = 特定接続のみ提供

6. 課金方式

基本的な呼の接続に関するユーザ課金方式及び事業者間料金精算方式について記述する。当社と接続事業者間の課金方式は、ここで述べる課金方式を原則とし、協議により決定する。

6.1. ユーザ課金方式

6.1.1. 当社が発事業者の場合

- ① 当社が料金設定を行う場合
発ユーザから料金回収を行う。
- ② 当社が料金設定を行わず、後位網からユーザ課金の指示を受ける場合
対移動体事業者 I P 接続用インタフェースでは、該当する呼種は流通させない。

6.1.2. 当社が着事業者の場合

接続事業者側で発ユーザから料金回収を行う。

6.2. 網使用料

当社および直接協定事業者は、網使用料の課金について、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 網使用料の課金開始・停止契機
開始契機：initial INVITE に対して 200 OK が着網より返された時
停止契機：bye が送信された時
- (2) 網使用料精算対象呼
以下を除く全ての呼を精算対象とする。
 - ① 試験呼
 - ② 接続が完了しなかった呼

7. 試験方式

当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方法は次のとおりとする。

7.1. 基本的考え方

- (1) 予防保全、故障発生時の故障探索・修復確認及び増設時の機能確認等を目的とする。
- (2) それぞれの事業者の設備に係わる試験は設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他事業者の試験については原則として実施しない。但し、故障切り分け等のため、当社網と直接協定事業者網間は試験可能とする。
- (3) 試験は原則として隣接の事業者間で実施する。
- (4) 試験呼は SIP 信号の cpc=test で識別する。

7.2. 試験の種類

- (1) 手動接続試験
当社網と直接協定事業者網は、TrGW に自動応答トランク (AAT) 機能を付与し、手動接続試験を行うこととする。
(ア) 直接協定事業者網から当社網における手動接続試験の内容を表 7-1 に示す。

表 7-1 直接協定事業者網から当社網向けの手動接続試験

試験種別	接続先	試験番号構成	接続条件	強制切断の有無
手動接続試験	TrGWのA A T	A 0 ^{※1} +C D E ^{※2} + 1 2 3	非課金	有り

※ 1 : A = 7、8、9 携帯呼

※ 2 : 当社が使用する番号

(イ) 当社網から直接協定事業者網における手動接続試験の内容を表 7-2 に示す。

表 7-2 当社網から直接協定事業者網向けの手動接続試験

試験種別	接続先	試験番号構成	接続条件	強制切断の有無
手動接続試験	T r G W の A A T	A 0 ^{※1} + C D E ^{※2} + 1 2 3	非課金	いずれも対応可

※ 1 : A = 7、8、9 携帯呼

※ 2 : 直接協定事業者が使用する番号

8. 輻輳制御方式

8.1. 非常緊急通話の取り扱い

- (1) 優先的に扱う通信の識別は、SIP 信号上の Resource-Priority ヘッダに優先発ユーザーである旨を示す “wps.1”、または cpc=priority で行う。当社網が直接協定事業者網から発出された Resource-Priority ヘッダに付与された “wps.1”、または cpc=priority に基づき輻輳制御を行う場合は、制御率を当社網内に終始する呼と同等にする。直接協定事業者網も当社網からの呼制御を行う場合は、直接協定事業者網内に終始する呼と同等にする。
- (2) 当社網と直接協定事業者網間での災害時優先電話の疎通を確保するため、当社網は優先発ユーザー分の回線を別途確保し制御を行うことができる。

8.2. 回線留保機能による制御方式

- (1) 直接協定事業者網は、優先発ユーザー留保回線制御を実施することの有無について、当社に通知することを要する。
- (2) 優先発ユーザー留保回線数及び使用可能回線数については、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。

9. SIP 仕様

9.1. SIP 仕様に係わる TTC 標準

SIP 仕様は「TTC 標準 IMS 事業者網間の相互接続共通インタフェース」に準拠する。ベースドキュメントとして参照する TTC 標準は次のとおりである。なお、具体的なパラメータは、別途協議のうえ決定とする。

- TTC 標準 JJ-90.30 IMS 事業者網間の相互接続共通インタフェース

9.2. 当社網と TTC 標準の対応

当社網と TTC 標準の対応を表 9-1、当社網との SIP 基本接続条件を表 9-2 に示す。TTC 標準の規定と当社規定に差分がある場合について、その具体的な内容を表 9-3 に示す。なお、表 9-1 における項番番号は、該当する TTC 標準のセクション番号に対応している。

表 9-1 JJ-90.30 対応表

JJ-90.30 の参照節		接続事業者網間仕様	備考
項番	項目		
1	概説	ベースドキュメントどおり	
1.1.	本標準の適用範囲		
1.2.	本標準の目的		
1.3.	本標準の規定内容		
1.3.1.	必須の事項		
1.3.2.	オプションの事項		
1.3.3.	参考情報		
2	用語/略語		
2.1.	用語		
2.2.	略語		
3	サポートするインタフェース	ベースドキュメントどおり	
4	非ローミング II-NNI の SIP / SDP 規定	ベースドキュメントどおり	設定値については表 9-2 を参照
4.1.	着信先番号の設定内容		設定値については表 9-2 を参照
4.1.1.	Request-URI の設定内容		設定値については表 9-2 を参照
4.1.1.1.	URI スキーム		設定値については表 9-2 を参照
4.1.1.2.	telephone-subscriber 部		設定値については表 9-2 を参照
4.1.1.3.	hostport 部		設定値については表 9-2 を参照
4.1.1.4.	SIP URI パラメータ		設定値については表 9-2 を参照
4.2.	発信者番号通知		設定値については表 9-2 を参照
4.3.	空き番号トーカー		設定値については表 9-2 を参照
4.3.1.	空き番号トーカーの提供方法について		設定値については表 9-2 を参照
4.3.1.1.	着側 IMS 網の必要機能		設定値については表 9-2 を参照
4.3.1.2.	発側 IMS 網の必要機能		設定値については表 9-2 を参照
4.4.	SIP メッセージ設定最大長		設定値については表 9-2 を参照
付属資料 a	TS 29.165 に対する規定の明確化	ベースドキュメントどおり	オプション項目の設定値については表 9-3 を参照
a.1.	概要		オプション項目の設定値については表 9-3 を参照
a.2.	規定の明確化方法		オプション項目の設定値については表 9-3 を参照
a.3.	オプション項目選択表のフォーマットと定義		オプション項目の設定値については表 9-3 を参照
a.4.	オプション項目選択表		オプション項目の設定値については表 9-3 を参照
a.4.1.	サポートするインタフェース		オプション項目の設定値については表 9-3 を参照

a.4.2.	ローミング / 非ローミング II-NNI 共通のオプション項目選択表		オプション項目の設定値については表 9-3 を参照
a.4.3.	ローミング II-NNI 特有のオプション項目選択表		オプション項目の設定値については表 9-3 を参照
a.4.4.	非ローミング II-NNI 特有のオプション項目選択表		オプション項目の設定値については表 9-3 を参照
付属資料 b	サブアドレス		
b.1.	概要	着網でサブアドレスは破棄 (又は無視) する	
b.2.	サブアドレス情報の内容		
b.3.	サブアドレス情報のフォーマット		
付属資料 c	アーリーダイアログでの SDP の不透過性		
c.1.	概要		
c.2.	ガイダンス / トーキ		
c.2.1.	着側 IMS 網からのガイダンス / トーキの提供		
c.2.2.	発側 IMS 網からのガイダンス / トーキの提供		
c.3.	呼完了前ネットワーク送出 RTP 音声の接続について	ベストドキュメントどおり	
c.3.1.	ネットワーク送出 RTP 音声に関するモデル		
c.3.2.	ネットワーク送出 RTP 音声に関する動作概要		
c.3.2.1.	呼完了前ネットワーク送出 RTP の送信側 IMS 網の動作		
c.3.2.2.	暫定レスポンスを中継する IMS 網の動作		
c.3.2.3.	呼完了前パス接続を管理する IMS 網の動作		
付属資料 d	発ユーザ種別		
d.1.	概要	ベストドキュメントどおり	
d.2.	規定の明確化項目		
d.3.	ISUP の発ユーザ種別との対応		
d.4.	パラメータ設定例		
付属資料 e	帯域制御		b=RR 及び b=RS は使用されず、常に 5% の帯域を設定
e.1.	概要	ベストドキュメントどおり	
e.2.	IMS 網における帯域制御の仕組み		
e.3.	SIP / SDP に関する規定		
付属資料 f	番号変換履歴		
f.1.	概要	ベストドキュメントどおり	
f.2.	番号変換履歴情報		
f.2.1.	トラスト関係		
f.2.1A.	Request-URI		
f.2.2.	ヘッダ形式		
f.2.2.1.	URI		
f.2.2.1A.	cause パラメータ		
f.2.2.2.	インデックス値		
f.2.2.3.	mp パラメータ		
f.2.2.4.	通知可 / 不可		
f.2.2.5.	その他のパラメータ		
f.3.	他サービスとの相互動作		
f.3.1.	着信転送サービス		
f.3.1.1.	エンドリ順		
f.3.1.2.	インデックス値		
f.4.	ISUP パラメータとの対応		
付録 i	オプション項目表		
i.1.	はじめに	未使用	
i.2.	オプション項目表のフォーマットと定義		
i.3.	サポートするインタフェース		
i.4.	非ローミング II-NNI におけるオプション項目表		
付録 ii	SIP-ISUP インタワーク		
ii.1.	概要	ベストドキュメントどおり	
ii.2.	発信者番号関連情報の SIP-ISUP インタワーク		
ii.2.1.	概要		

ii.2.2.	適用モデル		
ii.2.3.	対象とするメッセージ		
ii.2.4.	IAM→initial INVITE		
ii.2.4.1.	通知/非通知情報		
ii.2.4.2.	網付与ユーザID情報		
ii.2.4.3.	各情報要素へのマッピング		
ii.2.4.3.1.	SIP_URI		
ii.2.4.3.2.	SIP_DISPLAYNAME		
ii.2.4.3.3.	TEL_URI		
ii.2.4.3.4.	TEL_DISPLAYNAME		
ii.2.4.3.5.	PRIVACY		
ii.2.4.4.	ISUP→SIP インタワーク条件表		
ii.2.5.	initial INVITE→IAM		
ii.2.5.1.	通知/非通知情報		
ii.2.5.2.	各情報要素へのマッピング		
ii.2.5.2.1.	発番号		
ii.2.5.2.2.	汎用番号		
ii.2.5.2.3.	発信者番号非通知理由		
ii.2.5.3.	SIP→ISUP インタワーク条件表		
ii.3.	番号ポータビリティ情報のISUP-SIPインタワーク		
ii.3.1.	概要		
ii.3.2.	番号ポータビリティ (MNP/LNP) 情報のSIP-ISUPインタワーク		
ii.3.2.1.	ISUP→SIP		
ii.3.2.1.1.	SIP メッセージ例		
ii.3.2.2.	SIP→ISUP		
付録 iii.	保守運用に関する留意事項		
iii.1.	SIPセッションの同時接続数制御方式		
iii.1.1.	概要		
iii.1.2.	基本原則		
iii.1.3.	片方向管理方式による出SIPセッション数の制御		
iii.2.	接続試験方式		
iii.2.1.	概要		
iii.2.2.	試験の種類		
iii.2.3.	接続試験の網間番号構成		
iii.2.4.	接続試験の試験呼表示		
iii.2.5.	相互接続事業者間試験のシナリオ		
iii.3.	保守閉塞方式		
iii.3.1.	概要		
iii.3.2.	必要機能		

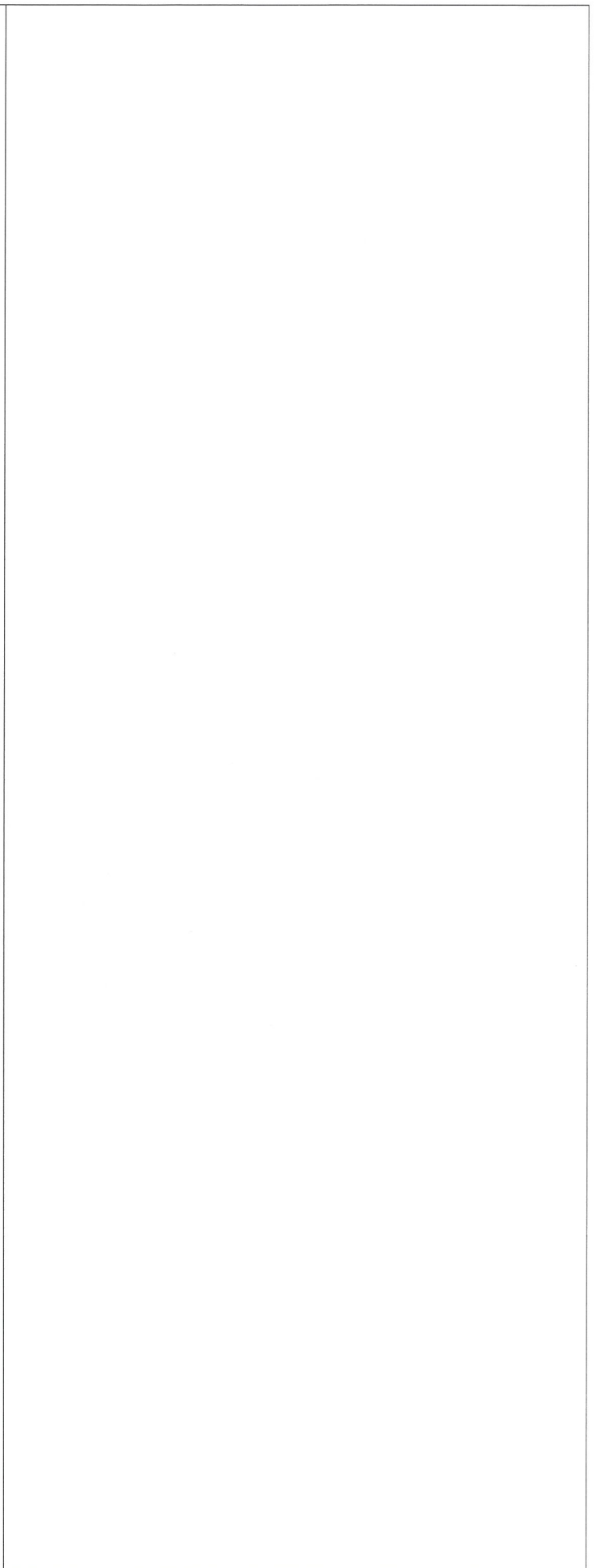
ベースドキュメントどおり

表 9-2 SIP 基本接続条件

項番	プロトコル	パラメータ	備考	
1	SIP	1 IPバージョン	v4	
		2 トランスポートプロトコル	UDP	
		3 ポート番号	5060	
		4 Req-URI の SIP URI フォーマット	1 global-number-digits	+81AOCDEXXXXX
			2 par	npdi
3 Hostport	ims.mnc051.mcc440.3gppnetwork.org			
4 uri-parameter	user=phone			
5 事業者識別子	1 一般	ims.mnc051.mcc440.3gppnetwork.org		
2	RTP	1 IPバージョン	v4	
		2 トランスポートプロトコル	UDP	
		3 ポート番号	SDP で指定	
3	RTCP	1 IPバージョン	v4	
		2 トランスポートプロトコル	UDP	
		3 ポート番号	SDP で指定	

表 9-3 オプション項目選択表

付表	分類	項番	オプション項目	JJ-90.30 仕様		
				II-NNI での適用	特記事項	
a.4.1.1	サポートする II-NNI のシナリオ	1	ローミング II-NNI	適用する		
			非ローミング II-NNI	適用しない		
a.4.2.1	SIP メソッド	1	INFO メソッド	適用する	利用する INFO パッケージ名	
			2	MESSAGE メソッド	適用する	既存ダイアログ内、外での利用 MESSAGE リクエストの内容
					適用しない	
3	REFER メソッド	適用する	既存ダイアログ内、外での利用			
		適用しない				
a.4.4.1		1	NOTIFY メソッド	適用する	CONF の状態通知/登録	
				適用しない		
		2	SUBSCRIBE メソッド	適用する	CONF の状態通知/登録	
適用しない						
3	PUBLISH メソッド	適用する	利用するイベントパッケージ名			
		適用しない				
a.4.2.2	SIP 輻輳制御	1	SIP の輻輳制御	適用する	利用するメカニズム SIP の輻輳制御から MPS を除外するか否か	
				適用しない		
		2	フィードバック制御	適用する	デフォルトのアルゴリズムを利用しない場合のアルゴリズム (21.2 節)	
適用しない						
3	イベント制御	適用する	監視対象のアドレス			
		適用しない				
a.4.2.3	リソース管理のネゴシエーション	1	リソース管理のネゴシエーション (precondition)	適用する	基本呼におけるリソースネゴシエーション	
a.4.2.4	定期的な SIP セッション更新	1	SIP セッションタイマ (timer)	適用する	利用条件 (更新間隔の制限、SIP セッションタイマを全セッションに適用するか否か)	
a.4.2.5	SIP ダイアログの置換	1	SIP ダイアログの置換 (replaces)	適用する		
a.4.2.6	セッション参加	1	セッション参加 (join)	適用する		
a.4.2.7	端末能力の伝達	1	端末能力の伝達	適用する		
a.4.2.8	アーリーメディアの認可	1	アーリーメディアの認可	適用する	ガイダンス等	
a.4.2.9	認証ユーザのサービスの検証	1	検証されたサービス表示の管理 (P-Assrted-Service ヘッダ)	適用する	利用するサービス識別子の値	
a.4.2.10	シグナリングのモード	1	オーバーラップシグナリング	適用する		
			ダイアログ内のメソッド複数	適用する		
			INVITE のメソッド	適用しない		



a.4.2.11	SIP メッセージ ボディ	1	MIME タイプ	適用する	利用する MIME タイプ 必要な場合は適用する SIP メッセージボディ MIME の特徴 (Content-Disposition、 Content-Language ヘッダの設定値) <Content-Dispositionヘッダのパラメータには初期値 ("session"及び"render")のみ設定可能とする。>
a.4.2.12	SIP メッセージ ボディサイズ	1	SIP メッセージボディの最大長	適用する 適用しない	受信を受け付ける最大長
a.4.2.13	制御プレーンの トランスポート	1	TCP	適用する	利用条件（待ち受けポート番号、 既存 TCP コネクションを再利用する場合における最大同時接続数等） <TCP の接続方式に関する留意事項として付録 V を参照する。>
				適用しない	
		2	TCP の KeepAlive オプション	適用する	KeepAlive オプションを利用する場合は、タイムアウト時間等のパラメータを決定する。
				適用しない	
		3	自 TCP コネクションが利用不可の場合に、対向ノード側から確立した TCP コネクションを利用した既存ダイアログ内 SIP リクエスト信号の送付	適用する 適用しない	
4	UDP	適用する	利用条件（待ち受けポート番号等）		
		適用しない			
5	SCTP	適用する	利用条件（待ち受けポート番号等）		
		適用しない			
a.4.2.14	ユーザプレーンの トランスポート、メディア、コーデック	1	音声メディア (m=audio)	適用する	利用する音声コーデック名（注 1、 注 2） <コーデックリストに含まれないコーデックは、SDP オファーに設定しない。> <パケット化周期は 20ms を利用する。> 注 1：事業者間協議で決定した適用するコーデックリストに含まれるコーデックは、接続事業者により II-NNI 上でサポートすることが保証される。 注 2：事業者間協議で II-NNI で適用すると決定したコーデックリストにないコーデックをオファーすることを許容するか否かについても、必要に応じて事業者間協議で決定する。
				適用しない	
		2	映像メディア (m=video)	適用する	利用する映像コーデック名（注 1、 注 2） <コーデックリストに含まれないコーデックは、SDP オファーに設定しない。>
				適用しない	

		3	他のメディア	適用する	利用するメディアタイプ (SDP の m=行) (application、image、message 等)
				適用しない	
		4	RTP/AVPF	適用する	このプロトコルを利用するメディアタイプ (SDP の m=行)
				適用しない	
		5	TCP	適用する	このプロトコルを利用するメディアタイプ (SDP の m=行)
				適用しない	
		6	他のユーザプレーンプロトコル	適用する	利用するプロトコル (udptl、TCP/MSRP 等) とそのプロトコルを記述するメディアタイプ (SDP の m=行)
				適用しない	
a.4.2.15	DTMF	1	DTMF の転送	適用する	"telephone-event" を利用する DTMF 転送
			SIP INFO メカニズム	適用する	
				適用しない	
a.4.2.16	番号、ネーム、アドレス	1	サブアドレス ("isub"tel URI パラメータ)	適用する	<サブアドレスの利用に関しては、付属資料 b の規定に従う。>
				適用しない	
a.4.2.17	IPバージョン	1	IPv4	適用する	利用条件 (制御プレーンでの利用、ユーザプレーンでの利用等)
		2	IPv6	適用しない	利用条件 (制御プレーンでの利用、ユーザプレーンでの利用等)
a.4.2.18	付加サービス	1	悪意呼識別 (MCID)	適用する	II-NNI 上で交換する最小限の情報
				適用しない	
		2	発信者番号通知 (OIP)	適用する	<発信者番号通知に関して、本標準の 4.2 節の規定に従う。>
			発信者番号通知制限 (OIR)	適用しない	
		3	接続先番号通知 (TIP)	適用する	
			接続先番号通知制限 (TIR)	適用しない	
		4	発信者番号非通知呼拒否 (ACR)	適用する	
				適用しない	
		5	着信転送サービス (CDIV)	適用する	<着信転送に関するメッセージ条件に関して、[JJ-90.27]に従う。>
				適用しない	
		6	コミュニケーションワークエーティング (CW)	適用する	
				適用しない	
		7	呼出し保留 (HOLD)	適用する	
				適用しない	
		8	メッセージ受信インディケータ (MWI)	適用する	
				適用しない	

9	着信制限 (ICB)	適用する	
		適用しない	
10	話中時再呼出し (CCBS)	適用する	
		適用しない	
11	無応答時再呼出し (CCNR)	適用する	
		適用しない	
12	特定呼転送 (ECT)	適用する	サポートする ECT の種別
		適用しない	
13	呼返し音のカスタマイズ (CAT)	適用する	利用する CAT モデル (ゲートウェイモデル、フォーキングモデル、アーリーセッションモデル)
		適用しない	
14	呼返し音のカスタマイズ (CRS)	適用する	
		適用しない	
15	閉域接続 (CUG)	適用する	
		適用しない	
16	パーソナルネットワーク クマネジメント (PNM)	適用する	
		適用しない	
17	3 者通話 (3PTY)	適用する	
		適用しない	
18	会議通話 (CONF)	適用する	
		適用しない	
19	フレキシブルアラート ディング (FA)	適用する	
		適用しない	
20	アナウンスメント	セッション確立中の提供	適用する アナウンスメントの送出方法
		適用しない	
		確立済みセッション中の提供	適用する アナウンスメントの送出方法
		適用しない	
		通信リクエストを拒否する場合のアナウンスメント提供	適用する アナウンスメントの送出方法
適用しない			
21	課金情報通知 (AOC)	適用する	
		適用しない	
22	未ログイン時再呼出し (CCNL)	適用する	
		適用しない	
23	プレゼンスサービス	適用する	利用するプレゼンスサービス (3GPP TS 24.141, OMA 1.1、または OMA 2.0)
		適用しない	
24	メッセージングサービス	Page-mode でのメッセージング	適用する
		適用しない	
		Session-mode でのメッセージング	適用する
		適用しない	
	Session	適用する	

			n-modeでのメッセージング会議	適用しない	
		24	番号変換履歴の流通	適用する	機能を利用するサービス <番号変換履歴情報の持ち回りに関して、付属資料 f の規定に従う。>
				適用しない	
		25	他の SIP 拡張を利用する付加サービス	適用する	利用する SIP 拡張とその拡張を利用するサービス
				適用しない	
a.4.2.19	付加機能	1	オプティマルメディアルーチング	適用する	
				適用しない	
		2	フォーキングの適用 (注 1) 注 1: フォーキングにより発生するレスポンスの処理、および Request-Disposition ヘッダは II-NNI 上でサポートされる。	適用する	"no-fork"を設定した Request-Disposition ヘッダの利用 (注 3) 注 3: "no-fork"を設定した Request-Disposition ヘッダはフォーキングの抑制に利用することができるが、接続事業者はあるサービスでフォーキングを利用する必要があるかもしれない。
				適用しない	
		3	IP マルチメディアサービススタンプ情報の転送	適用する	Content-Dispositionヘッダの値
				適用しない	
		4	IMS テレプレゼンス	適用する	Contactヘッダ中の"+sip.clue" media feature タグの値
				適用しない	
a.4.2.20	SDP 行	1	m=行	適用する	利用する静的 RTP ベイロード番号
		2	b=行	適用する	利用する b=行のタイプ
		3	a=行	適用する	利用する属性値 "rtptime"属性に関しては、利用する"encoding names"
a.4.2.21	緊急サービス	1	PSAP コールバック	適用する	利用する PSAP コール識別子
				適用しない	
a.4.2.22	II-NNI シナリオの明示	1	II-NNI シナリオ特定の"ioid" SIP URIパラメータのサポート	適用する	
				適用しない	
a.4.2.2	課金	1	事業者間料金精算	適用する	P-Charging-Vectorヘッダの type 2 "orig-ioi"と"term-ioi"ヘッダパラメータに設定する事業者網識別子
				適用しない	
		2	中継シナリオの事業者間料金精算	適用する	P-Charging-Vectorヘッダの "transit-ioi"ヘッダパラメータに設定する事業者網識別子
				適用しない	
a.4.4.3	GRUU	1	Globally Routable User Agent URIs (gruu)	適用する	
				適用しない	
a.4.4.4	Media feature タグ	1	Media feature タグ	適用する	利用する media feature タグ名
				適用しない	
a.4.4.5	ISDN インターワーキング	1	ISDN インターワーキングのための User to User 制御情報(uii)	適用する	
				適用しない	

a.4.4.6	企業網	1	私設網トラフィック (P-Private-Net work-Indication ヘッダ)	適用する 適用しない	<私設番号を利用した通信に当該ヘッダを適用する場合、[TS-1018]に従う。>
a.4.4.7	番号、ネーム、アドレス	0	SIP URI	適用する	Non-global number の利用 受信を受け付ける hostport 部の ドメイン名/IP アドレス
		0A	tel URI	適用する	Non-global number の利用 Request-URI/ P-Asserted-Identity ヘッダにお けるこの URI の適用 <本仕様書の 4.1 節に従い Request-URI には設定しない。 > <本仕様書の 4.2 節に従い P-Asserted-Identity ヘッダに適 用する。>
				適用しない	
		0A A	local-number-d igits の有効な受 信桁数の登録	適用する	適用する場合は最小受信桁数及 び最大受信桁数を決定する。
				適用しない	
		0B	IM URI	適用する	
				適用しない	
		0C	PRES URI	適用する	
				適用しない	
		1	番号ポータビリティ パラメータ ("rn" 及び"npdi"パラメ ータ)	適用する	<本標準の 4.1 節に従い、本パラ メータを適用する。>
適用しない					
2	発ユーザ種別 ("cpc"パラメ ータ)	適用する	利用する cpc パラメータ値 <発ユーザ種別の利用について は、付属資料 d の規定に従う。>		
		適用しない			
3	発側回線情報 ("oli"tel URI パ ラメータ)	適用する	利用する oli パラメータ値		
		適用しない			
a.4.4.8	付加機能	1	OPTIONS メソッド のサポート	適用する 適用しない	メソッドの利用目的
i.4.18	SIP メッセージ 設定最大長	1	SIP メッセージの 1 行毎最大長	事業者間で協 議した値を適 用する	値 (byte) を決定する。
		2	SIP メッセージの同 一 SIP ヘッダ繰り 返し最大回数	事業者間で協 議した値を適 用する	最大回数を設定する SIP ヘッダ毎 に最大回数を決定する。
		3	SIP メッセージボディ の最大長	事業者間で協 議した値を適 用する	値 (byte) を決定する。
		4	SIP/SDP メッセ ージの全体長	事業者間で協 議した値を適 用する	UDP 利用時と異なる値を適用す る場合は、値を決定する。
i.4.19	ガイダンス/ト ーキ	1	受信したレスポンス のステータスコード によるガイダンス/ トーキの提供	適用する	提供する場合には、具体的なステ ータスコードを決定する。
				適用しない	
i.4.20	100rel	1	100rel を利用しな い場合のアーリーメ ディア	適用する	
				適用しない	
i.4.21	帯域制御	1	トークンバケットサイ ズの個別指定	適用する	指定する場合は、上限値・下限値 を定める。
				適用しない	

		2	レート係数	事業者間で協議した値を適用する	レート係数の値を決定する。
		3	コーデックに対応づけたトークンバケット速度	適用する 適用しない	適用する場合は、コーデック毎の条件を示す。
		4	b=RR/b=RS を用いた RTPC 帯域指定	事業者間で協議した値を適用する	
		5	b=RR/b=RS 未指定時の RTPC 帯域	事業者間で協議した値を適用する	5%以外の帯域を適用する場合は、帯域の決定方法を示す。
i.4.22	最大同時接続数	1	片方向管理での出 SIP セッションの同時接続数制御	適用する 適用しない	利用条件 (SIP セッションの最大同時接続数、事業者双方の出 SIP セッションの同時接続数)

※灰色網掛けされていない項目が当社網に適用される。

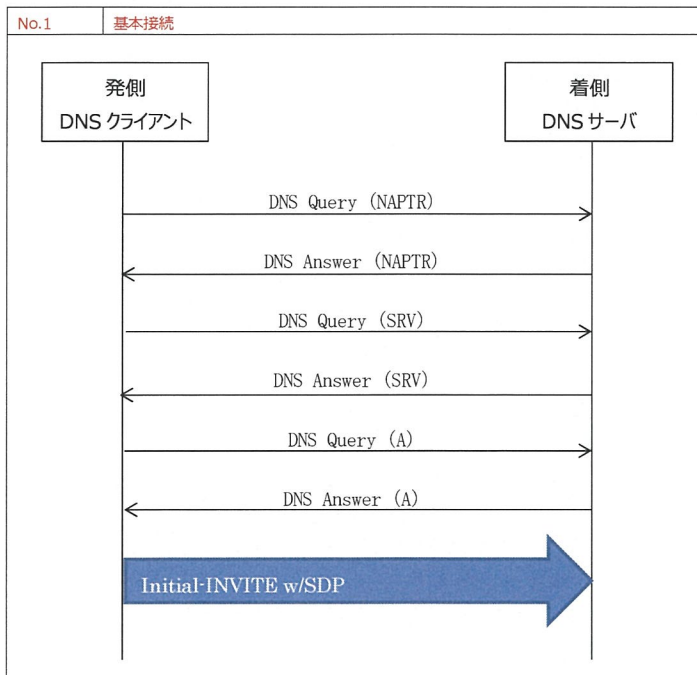
10. DNS 仕様

10.1. DNS 仕様に係る標準

DNS 仕様のベースドキュメントとして参照する 3GPP/RFC 標準は次のとおりである。

- IR.67 - DNS/ENUM Guidelines for Service Providers & GRX/IPX Providers
- RFC1034 - DOMAIN NAMES - CONCEPTS AND FACILITIES
- RFC1035 - DOMAIN NAMES - IMPLEMENTATION AND SPECIFICATION

10.2. 基本シーケンス



11. ENUM 仕様

11.1. ENUM 仕様に係る TTC 標準

ENUM 仕様は「TTC 標準 キャリア ENUM の相互接続共通インタフェース」に準拠する。ベースドキュメントとして参照する TTC 標準は次のとおりである。

- TTC 標準 JJ-90.31 キャリア ENUM の相互接続共通インタフェース
- TTC JT-E164 Supplement2 国際公衆電気通信番号計画補足文書 2：番号ポータビリティ

11.2. 当社網と TTC 標準の対応

当社網と TTC 標準の対応を表 11-1 に示す。具体的なパラメータは、別途協議の上、決定とする。

表 11-1 JJ-90.31 対応表

	フィールド名	定義	接続事業者網間仕様	備考
ヘッダ部	ID	問合せの識別子	[RFC 1035]4.1.1 節に従う	
	QR	メッセージの種類	[RFC 1035]4.1.1 節に従う	
	QPCODE	質問の種類	[RFC 1035]4.1.1 節に従う	
	AA	権威サーバからの直接応答であることの識別子	[RFC 1035]4.1.1 節に従う	
	TC	データサイズ切り落とし実施有無の識別子	[RFC 1035]4.1.1 節に従う	
	RD	再帰問合せ要望	JJ-90.31 に従う	

	RA	再帰問合せ可否識別子	[RFC 1035]4.1.1 節に従う		
	Z	予備（将来利用するためのリザーブ）	[RFC 1035]4.1.1 節に従う		
	RCODE	回答の種類別	[RFC 1035]4.1.1 節に従う		
	QDCOUNT	質問部のエントリ数	[RFC 1035]4.1.1 節に従う		
	ANCOUNT	回答部のリソースレコード数	[RFC 1035]4.1.1 節に従う		
	NSCOUNT	権威部のリソースレコード数	[RFC 1035]4.1.1 節に従う		
	ARCOUNT	追加情報部のリソースレコード数	[RFC 1035]4.1.1 節に従う		
質問部	QNAME	質問するドメイン名	[RFC 1035]4.1.1 節に従う		
	QTYPE	問合せ種別	[RFC 1035]4.1.1 節に従う		
	QCLASS	問合せクラス	[RFC 1035]4.1.1 節に従う		
回答部	NAME	所属するドメイン名	[RFC 1035]4.1.1 節に従う		
	TYPE	RDATA フィールドの情報の意味	[RFC 1035]4.1.1 節に従う		
	CLASS	RDATA フィールド内の情報のクラス	[RFC 1035]4.1.1 節に従う		
	TTL	リソースレコードがキャッシュ可能な時間	JJ-90.31 に従う		
	RDLENGTH	RDATA フィールドの長さ	[RFC 1035]4.1.3 節に従う		
	RDATA	ORDER	複数の NAPTR リソースレコードがある場合の処理の順序	JJ-90.31 に従う	
		PREFERENCE	ORDER フィールドの値が同一である NAPTR リソースレコードの処理の優先度	JJ-90.31 に従う	
	FLAGS	リソースレコードの動作を指定	JJ-90.31 に従う		
	SERVICES	リソースレコードを対象としているサービスを指定	JJ-90.31 に従う		
	REGEXP	区切り文字 (delim-char 部) で区切られ、POSIX 拡張正規表現による置換規則 (ere 部) と置換対象となる文字列を指定	JJ-90.31 に従う		
	REPLACEMENT	ドメイン出力時、REGEXP の代わりに使用 (REGEXP とは排他で、使用しないときは"Z"を指定)	JJ-90.31 に従う		
権威部	NAME	所属するドメイン名	[RFC 1035]4.1.3 節に従う		
	TYPE	RDATA フィールドの情報の意味	[RFC 1035]4.1.3 節に従う		
	CLASS	RDATA フィールド内の情報のクラス	[RFC 1035]4.1.3 節に従う		
	TTL	リソースレコードがキャッシュ可能な時間	[RFC 1035]4.1.3 節に従う		
	RDLENGTH	RDATA フィールドの長さ	[RFC 1035]4.1.3 節に従う		
	RDATA	TYPE フィールドと CLASS フィールドで指定された形式のリソースデータ	[RFC 1035]4.1.3 節に従う		
追加情報部	NAME	所属するドメイン名	[RFC 1035]4.1.3 節に従う		
	TYPE	RDATA フィールドの情報の意味	[RFC 1035]4.1.3 節に従う		
	CLASS	RDATA フィールド内の情報のクラス	[RFC 1035]4.1.3 節に従う		
	TTL	リソースレコードがキャッシュ可能な時間	[RFC 1035]4.1.3 節に従う		
	RDLENGTH	RDATA フィールドの長さ	[RFC 1035]4.1.3 節に従う		
	RDATA	TYPE フィールドと CLASS フィールドで指定された形式のリソースデータ	[RFC 1035]4.1.3 節に従う		

11.3. PSTN 接続

“E2U+pstn:sip”を優先とする NAPTR リソースレコードを含む回答部を返答する場合、当該呼は対移動体事業者接続用インタフェース仕様に従う。

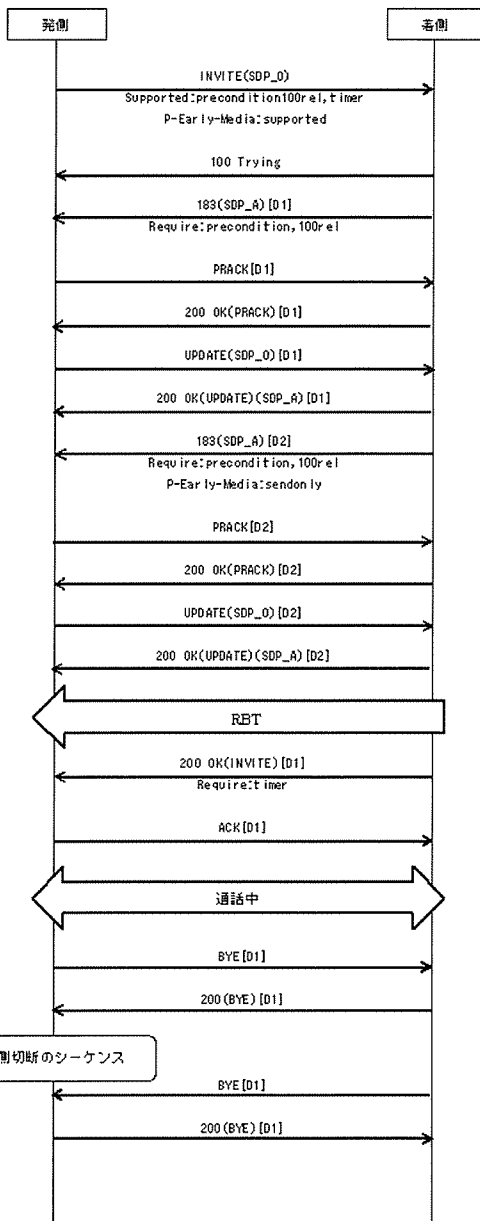
12. 接続シーケンス

表 12-1 に示す代表的なシーケンス一覧を示す。

表 12-1 シーケンス分類一覧

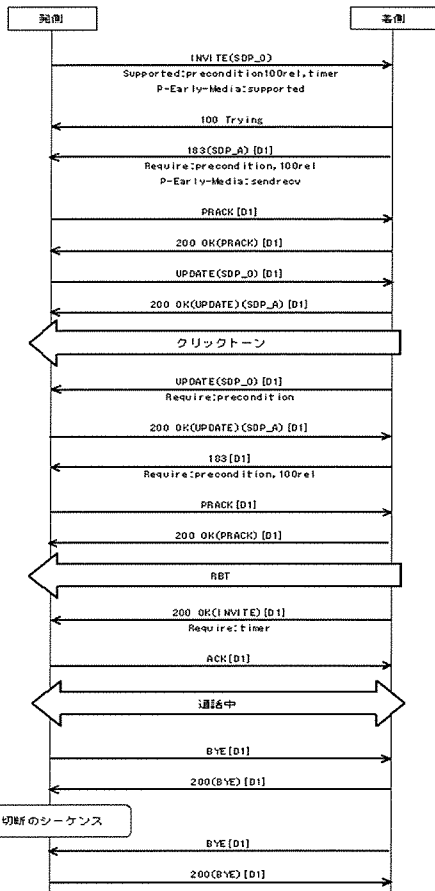
No.※1	シーケンス分類
1	基本接続 (LTE 在圏)
2	基本接続 (3G 在圏)
3	不完了呼 (パターン 1 : 欠番)
4	不完了呼 (パターン 2 : セッション確立中のアナウンスメント)
5	不完了呼 (パターン 3 : 通信リクエストを拒否する場合のアナウンスメント)
6	着信転送サービス (CDIV) (CFU)
7	着信転送サービス (CDIV) (CFNR)
8	呼出し音のカスタマイズ (待ちうた) (LTE 在圏)
9	呼出し音のカスタマイズ (待ちうた) (3G 在圏)
10	割込電話第 2 呼
11	ナンバーシェア (パターン 1)
12	ナンバーシェア (パターン 2)

※ 1 : シーケンス No.1,2,8,9,10,11,12 は当社網は着側の網
シーケンス No.3,4,5,6,7 は当社網は発側及び着側の網

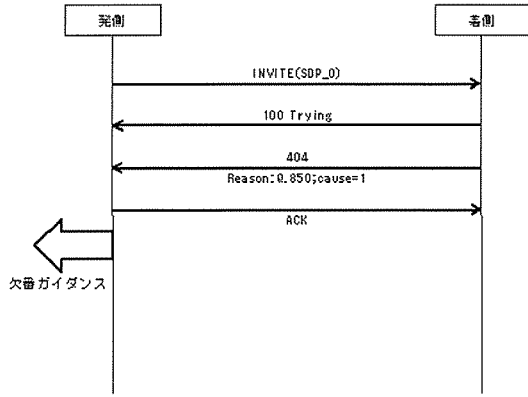


No.2

基本接続 (3G 在圏)

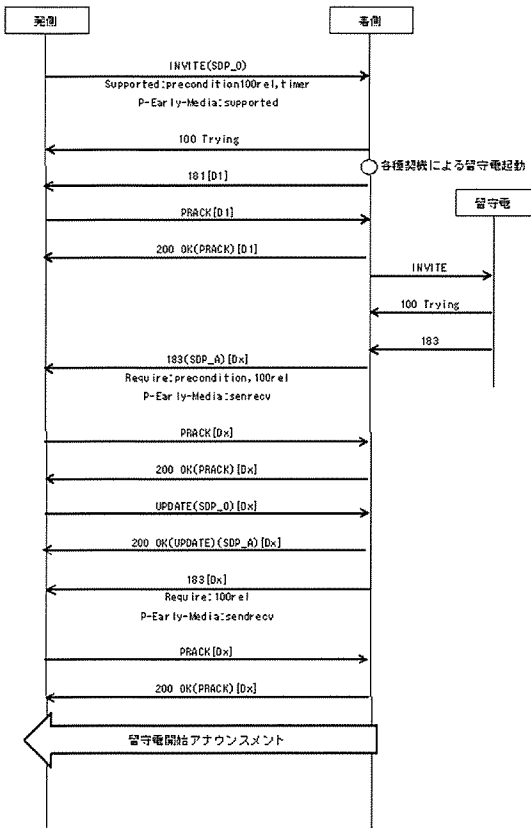


No.3 不完了呼 (パターン1: 欠番)

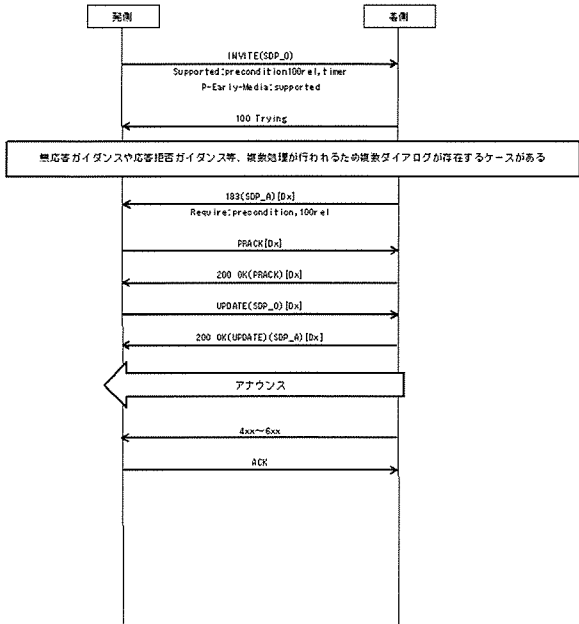


No.4

不完了呼 (パターン2:セッション確立中のアナウンスメント)

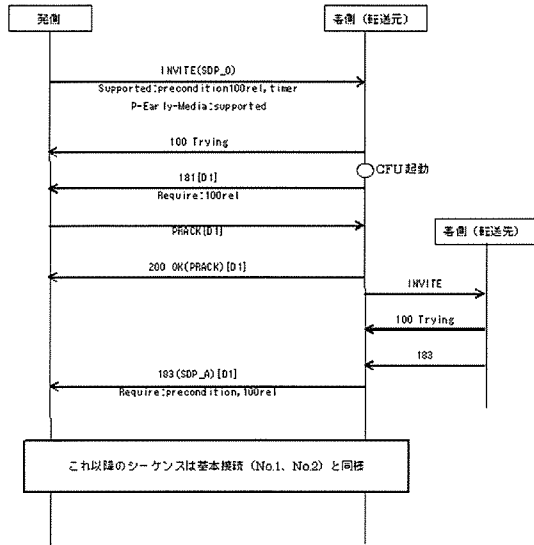


No.5 不完了呼 (パターン3: 通信リクエストを拒否する場合のアナウンスメント)

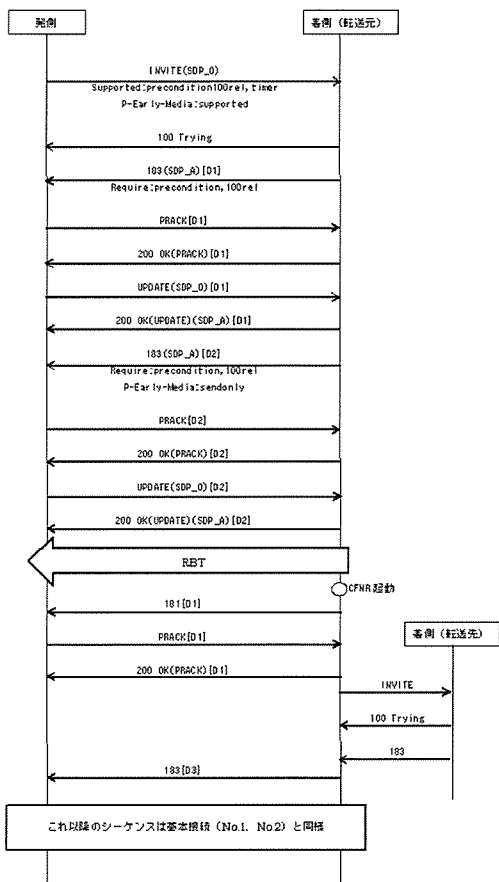


No.6

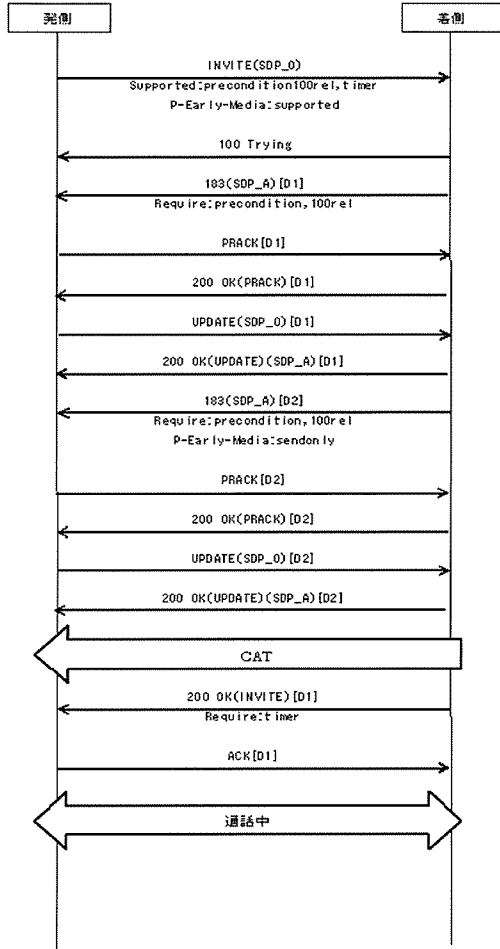
着信転送サービス (CDIV) (CFU)



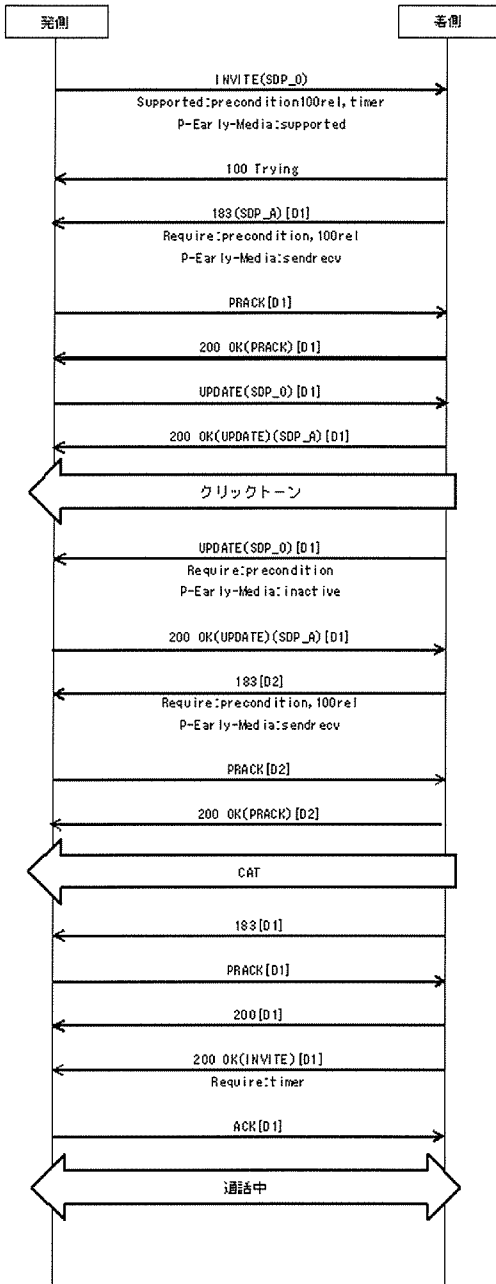
No.7 着信転送サービス (CDIV) (CFNR)



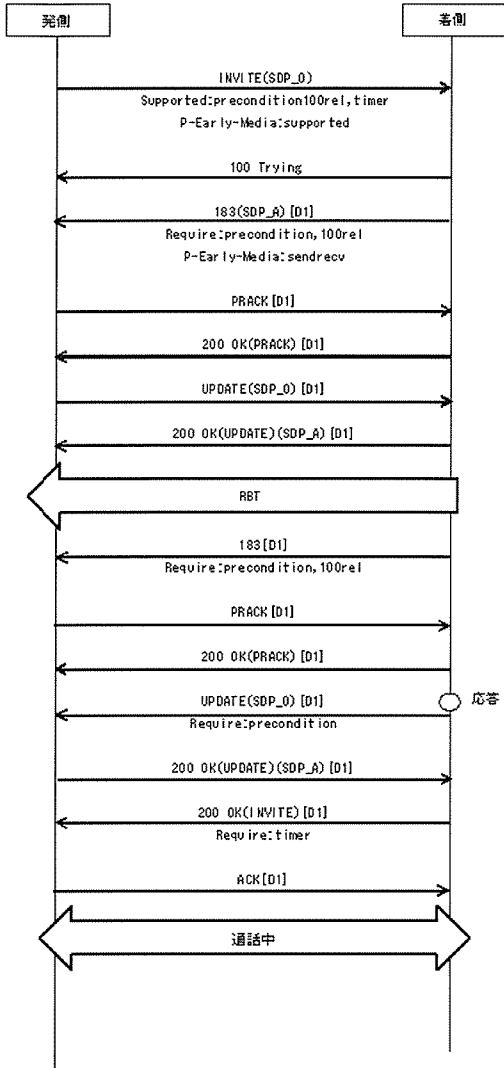
No.8 呼出し音のカスタマイズ（待ちうた）（LTE 在圏）



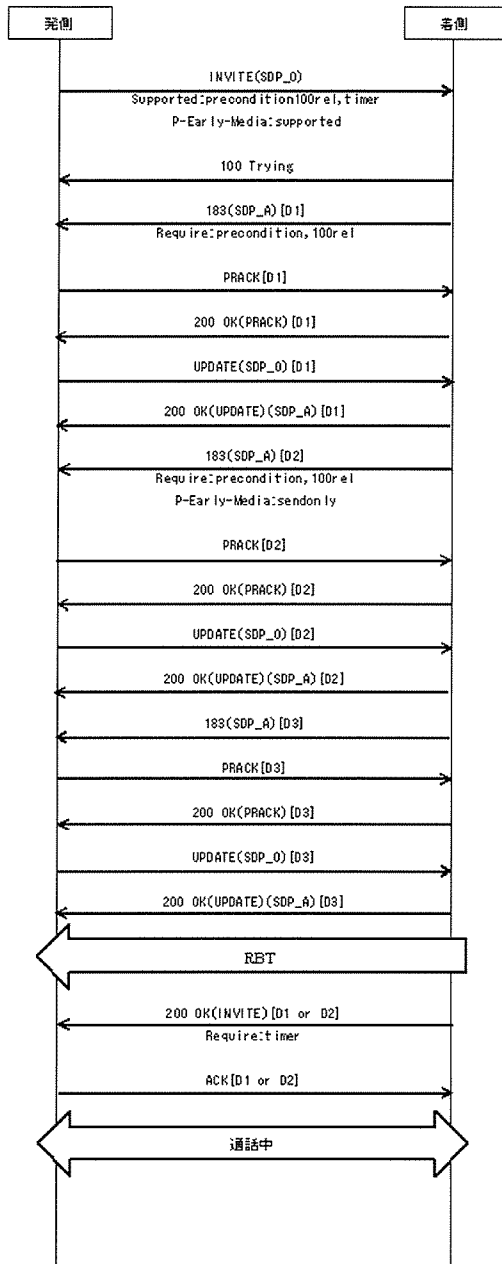
No.9 呼出し音のカスタマイズ (待ちた) (3G 在圏)



No.10 副込電話第2呼



No.11 ナンバーシェア (パターン1)



No.12 ナンバーシェア (パターン2)

